

## 市川市空家等対策協議会設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第6条に規定する空家等対策計画（以下「空家等対策計画」という。）の作成等及びその他空家等に関する対策の推進を目的として、同法第7条第1項の規定に基づき、市川市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項
- (2) その他空家等対策の推進に関し市長が必要と認める事項

### (構成)

第3条 協議会は、市長及び委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が就任を依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域を代表する者
- (3) 市の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の総数は11人以内とする。

### (会長)

第4条 会長は市長をもって充てる。

2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副市長がその職務を代理する。

### (委員の任期)

第5条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

### (委員への報償金の支払)

第7条 本市職員以外の委員には、協議会への出席に対する報償金として、日額9,100円を支給する。

(守秘義務)

第8条 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、街づくり部建築指導課において処理する。

(その他)

第10条 会議の公開等に関する事項については、市川市審議会等の会議の公開に関する指針に準じるものとし、その他協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。